

## 平成30年度梶原町社会福祉協議会事業計画

【基本理念】 「すべては地域の笑顔のために」

【事業方針】 ○『保健・医療・福祉・地域の連携がとれた梶原ならではの地域福祉の実現』のために、関係機関との連携を図り、地域福祉力の育成と社協組織力の向上を図ります。

○私たち社会福祉協議会の役職員は、社会福祉法第109条に規定される、地域福祉の推進を目的とする公益性の高い民間団体である自覚を持ち、その命を実現するために研鑽努力します。

○地域福祉計画・地域福祉活動計画に基づき、行政や関係機関と連携し地域福祉の推進を図ります。地域訪問、総合相談窓口機能を強化し、個人や地域をつなぎ支え合う、地域福祉コーディネーターの活動を展開します。

○住民の「住み慣れた地域で暮らし続けたい」の思いに立脚して建設された梶原町複合福祉施設「YURURI ゆすはら」を運営する指定管理者として、「つむぐ・つなぐ、笑顔と笑顔、ゆすライフ」を施設の基本理念として、ご利用者、ご家族はもとより、町民の皆さんが高齢になっても安心して暮らせる福祉のまちづくりの一翼を担う中間拠点施設として行政、カルスト会、介護事業所なごみ、梶原病院他、町内外の関係機関と連携して参ります。

### 【事業計画】

#### 1. 法人運営基盤強化

##### ●理事会・評議員会・監事会の開催

- ▶公共性、公益性、社会的責任を持つ社会福祉法人として、法令順守、適切な財務管理、事業実施、組織管理体制の確立のために定例会、および随時の臨時会を開催し、健全な組織運営を行う。
- ▶理事会・評議員会 定例会 4回開催
- ▶監事監査 2回実施
- ▶複合福祉施設の運営にあたり、業務担当理事を選任し、業務の進捗、ご利用者やご家族の状況の理解、職場環境の把握に努め、理事会に報告を行う。

## ●事務局体制

▶複合福祉施設の開設により、地域福祉・総務を統括する本所と複合福祉施設との連携協働を図り、両部門が一体となって地域福祉を推進する。

本所…地域福祉及び総務全般の事業、事務を行う

複合福祉施設…ケアハウスゆりり、デイサービスセンターゆりり、生活支援ハウス、フィットネス、町民交流室の運営を行う

## ●役員・評議員研修

▶複合福祉施設の各種事業、法人後見事業、高度な制度理解、法令順守を求められる事業等、今後のますますの増加に備え、制度、法令を理解を目的とする研修を実施する。

## ●職員研修

▶職員の資質向上を図るため、高知県社会福祉協議会研修センターの企画研修をはじめ、広域研修等へ計画的に参加する。

▶専門職資格取得についての研修等修学機会の提供

## ●広報活動の充実

▶広報誌「ゆすまいる」の発行

・社協活動の周知と福祉意識の啓発向上、地域情報の発信を目的に、2カ月ごと（奇数月）に発行する。

▶ホームページによる情報発信

・ホームページを随時更新し、町内外、より広い層への情報発信を行う。

## 2. 総合相談事業の推進

総合相談窓口として、生活上のあらゆる相談に応じ、解決、自立に向け各種制度、サービスの活用や関係機関と連携し必要なサービスにつなげるとともに、制度や仕組みから外れる生活課題に対しても柔軟な支援を行い、課題を抱えた当事者、地域の主体的自立を目標とした必要な支援を行う。

## ●日常生活自立支援事業（高知県社協委託事業）

▶地域で生活するうえで自己判断能力が不十分な方への生活支援を行い、福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理等を行い日常生活を支える。

・支援員、保健師、弁護士等、関係協力者と情報を共有し、適宜ケース会議へ出席し有効な支援を行う。

・第三者委員会の設置

・専門員および生活支援員の研修

## ●生活福祉資金貸付事業（高知県社協委託事業）

▶低所得者や高齢者、障害者の生活を経済的に支え、在宅福祉及び社会参加を促進する。

- ・関係機関への制度理解と周知
- ・学校、教育委員会への情報提供
- ・民生委員、行政との連携、協力、情報共有
- ・貸付利用者への償還支援および償還指導

## ●生活困窮者自立相談支援事業(高知県委託事業)

▶さまざまな困難の中で生活に困窮している方や、就労が難しい方の相談を受け、関係機関との連携により自立に向けた包括的な支援を行う。

- ・福祉保健所、ハローワーク等の関係機関との連携
- ・行政他町内関係機関への制度理解、周知、連携強化
- ・生活福祉資金貸付事業、フードバンク事業の有効活用
- ・民生委員児童委員との連携、協力、情報共有

## □就労準備支援事業・認定就労準備・家計相談支援事業との連携

▶未就労、不就労の方が町内企業、事業所で短期～中期の就労体験と併せて日常生活自立、社会的自立の援助を行い、就労意欲の向上を図り、就労へのステップとする。

また、家計管理の不十分さによる生活困窮が認められる場合には、家計相談支援員（高知県社協）の指導により家計の安定を図り生活自立を目指した支援を行う。

- ・町内企業、事業所への協力依頼、制度周知
- ・生活保護ソーシャルワーカー、県社協専門員との連携、協働
- ・利用者および利用希望者への支援、定期的なケース会の開催

## ●生活困窮者に対する緊急的食糧支援事業

▶さまざまな事情により生活困窮状態に陥り、生活にひっ迫している住民に対し、町内外から提供いただいた余剰農産物や保存食等を有効活用し、緊急的食糧支援を行う。

- ・住民からの提供可能品情報の登録と事業周知

## ●法人後見事業

▶意思決定の困難な認知症高齢者、知的障害者、精神障害者を法的に保護し、その生活を支える。

- ・申し立てに伴う検討委員会の開催
- ・検討委員会に弁護士の参画を依頼し、専門的な指導及び意見具申により、円滑な事業運営を図る。
- ・内部研修による職員育成
- ・行政、民生委員児童委員等の関係機関との勉強会の開催。連携強化と制度理解、周知の機会を作る。

### ●法律専門家との連携

- ▶法テラス須崎法律事務所、ひまわり基金須崎法律事務所との連携、協力のもと、法律相談の機会を提供する。
- ・法律相談会の開催
- ・出張法律相談事業の窓口
- ・法人後見事業検討委員会への参画依頼

## 3. 地域福祉活動の推進

地域福祉計画・地域福祉活動計画を推進していくために、関係機関、地域と連携協力し、誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指します。

### ●地域生活困窮者支援等共助基盤づくり事業（安心生活基盤構築事業）

地域のニーズ把握、住民参加による地域サービスの創出、地域のインフォーマル活動の活性化等の取組を支援し、安心して生活できる地域基盤を構築する。

#### ▶地域福祉コーディネーター事業

- ・6区に配置した地域福祉コーディネーターの効果的訪問活動をもとに、潜在的ニーズの把握、必要な支援や専門機関へのつなぎ支援等の個別支援により小さな不安、心配事を早期に把握し対応することで早期解決、予防につなげる。
- また、個別の課題を地域課題と捉え、地域課題の顕在化、解決のための小地域座談会など地域福祉の協議の場をコーディネートし地域力向上を支援する。
- 制度や仕組みの狭間の課題に対する課題意識を高め、ケース会等により資質向上を図る。

### ●生活支援コーディネーターの活動推進

- ▶介護保険地域支援事業(包括的支援事業)に定める第2層コーディネーターとして地域包括支援センターと連携し高齢者の生活支援、介護予防の基盤整備を推進する。

### ●ボランティア活動の推進

- ▶ボランティアセンター機能を強化し、普及啓発、活動支援、ニーズを把握に努める。ボランティア講座を実施し人材発掘・育成、活動の場の展開を図る。
- ・ボランティア講座の実施
- ・ボランティア活動の支援、情報収集と提供
- ・ボランティア活動保険等の周知、普及、加入勧奨

### ●災害ボランティア活動の推進

- ▶災害ボランティアセンター運営模擬訓練を通して、災害意識の醸成と地域力を高め、災害に備えた地域の自助力・共助力を高めるとともに、支援人材を育成し、災害時の

地域の受援力を高める。

- ・運営模擬訓練の開催（地域・梶原高校）
- ・災害ボランティアセンター連絡協議会の開催
- ・行政危機管理部署との情報共有

#### ●福祉教育の推進

▶福祉学習のプログラム化と、生涯学習としての福祉教育の体系化を目指す

- ・行政（福祉・包括支援センター）と連携した福祉学習の提案、提供
- ・梶原学園の学習プログラムの中で、学習目的に応じた福祉学習の導入について協議
- ・教職員を対象とした福祉学習の実施

#### ●地域支え合い活動の推進

▶地域ふれあい活動推進事業

- ・共同募金配分金を活用し、部落単位又は地区単位での住民のふれあい活動を実施するにあたり、経費の一部を助成する。

#### ●おげんき発信の推進

▶独居の高齢者や障害者、高齢世帯などの自立型安否確認の仕組みとして、行政の既存の仕組み（見守りセンサー、緊急通報装置）と併せ、ライフステージに応じた安否確認の仕組みの普及を図る。

- ・民生委員との情報共有し、対象者へのアプローチ、利用者増を図る。
- ・情報発信ツールを使い住民への情報提供、普及啓発を図り、自立度の高い高齢者等の予防的利用を推進する。
- ・お元気さん（利用者）への定期的な訪問、見守りさん（支援者）への情報提供および情報収集

#### ●休眠資源再活用事業【リユースゆすはら】

未使用、不使用の生活資源の利活用、再活用を促進する。

- ・提供者と、希望者のニーズ調整
- ・広報誌、ホームページを用いた啓発活動
- ・物品のマッチング、双方への連絡調整

## 4. 各種関係団体との連携・調整

#### ●高知県共同募金会梶原町支会事務局

- ・幅広く効果的な配分金活用が図れるよう工夫した周知を行う。
- ・赤い羽根募金募集期間 10月1日～12月31日
- ・共同募金支会から共同募金委員会への移行

●**梶原町老人クラブ連合会事務局**

- ・高齢者の生きがい活動が主体的に展開され、健康・友愛・奉仕の三大活動の浸透をサポートする。

●**梶原町身体障害者連盟事務局**

- ・団体活動の広報、周知に注力し、新規会員の参加を得るための訪問活動をサポート。
- ・三障害者団体連絡協議会（三笑会）に参画し各団体間の連携をサポートする。

●**梶原町民生委員児童委員協議会との連携**

- ・毎月の定例会へ参加し情報共有を図り、各種相談事業や地域活動において各地区の委員と地域担当職員との連携、事務局の行政担当との連携を図る。

●**まごころ弁当実行委員会事務局**

- ▶共同募金配分金を活用し、12月に80歳以上の高齢者宅に調理ボランティアの手作り弁当を配食ボランティアが届ける事業。女性消防隊、エプロン会、衛生連合会、婦人会、よつば会、健康文化の里づくり推進員等の代表で組織する実行委員会が主催。

●**その他各種団体との連携**